

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	産業振興課
契約締結年月日	令和8年2月20日
契約者名	株式会社 Sake Business Laboratory
契約名	美酒美県やまなしテロワール発信事業業務委託契約
契約金額 (税込み)	17,501,000円
随意契約理由	<p>本業務は、マスター・オブ・ワイン※（以下「MW」という。）30名を山梨県に招聘し、以下の事業効果を生むことで、県総合計画に定める甲州ワインの輸出量の増加を図ることを目的としている。</p> <p>※英国に拠点を置くMW協会が認定するワイン業界において最も名声の高いとされる資格。2023年時点の有資格者は全世界で412名。高度な専門知識（栽培、醸造、コンサルティング等）及び高い情報発信力を有する。</p> <p><事業効果></p> <p>①県産ワイン及び日本酒の産地特性(テロワール)を科学的・歴史的・五感的観点からPRすることで国内外への情報発信につなげる。</p> <p>②県内事業者とMWの交流（コンサルティング・商談等）を通じて、県内事業者の国際競争力向上と販路拡大を図る。</p> <p>本業務は、MWの資格認定を行うMW協会（以下「IMW」という。）が実施するスタディツアーを受け入れる形で実施する。ツアー中は、山梨県のテロワール（産地特性）をMWに周知するためのセミナーやテイスティングイベント、ワイナリー訪問等を実施予定である。</p> <p>本業務の実施にあたっては、どの場面においてもIMWの事前承認が必須である。なお、<u>IMWは、スタディツアーの日本における代理店として株式会社 S a k e B u s i n e s s L a b o r a t o r y</u>（以下「SBL」という。）を指名している。また、SBLは、日本在住の唯一のMWであり、スタディツアーの全体監修を務める大橋健一氏とも緊密に連携が可能である。</p>

	<p>以上、SBLは、本業務を遂行できる唯一の事業者であり、当該業務の性質又は目的が競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行うこととする。</p> <p>また、同様の理由で見積合わせを省略する。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号